

建設技能者のミライのため、



# 大幅な賃上げが必要です!



2025年12月12日、第三次・担い手3法が全面施行されました

建設業で働く技能労働者の賃金・労務費を守り、引き上げていくためのルールが大きく強化されました。

強力な後押し

## 建設技能者はいま、人手が足りていません



建設現場では、高齢化と若年入職者の減少により、技能者不足が深刻です。大工技能者は、1980年に約93万人いましたが、2020年には29.8万人まで減少。

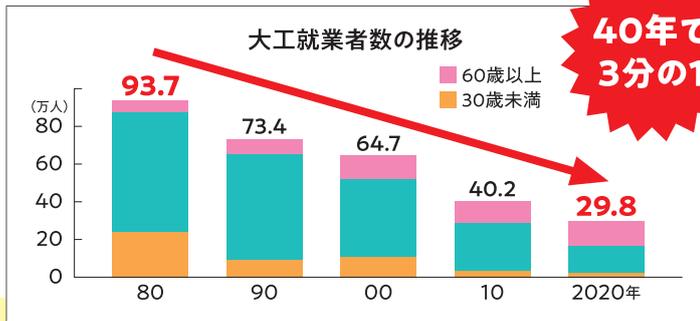
このままでは

地域のインフラ整備

災害復旧・復興

私たちの住まいづくり

を支え続けることができません。



40年で3分の1

このままじゃ  
取り返しがつかない  
ことになるよ。

みんなにこの現状を理解してもらい、賃金の大幅な引き上げによって安心・安定して働ける持続可能な建設業にしていかなければいけないんだ!



そのためには

### 技能や経験に見合った賃金・単価の引き上げが欠かせません

めざすは

給料 休日 希望

# 新3K

これからの建設業に必要なものは



給料が良い

休日が取れる

希望が持てる

という新3Kの実現です



詳しくは 全建総連賃上げサイトにアクセス

皆さんの賛同・ご意見をお聞かせください

# 建設業で働く技能労働者の賃金・労務費を守り、引き上げていくためのルール 第三次・担い手3法が2025年12月12日、全面施行されました

私たちは行動します!

チャンス  
到来!

## 「総価一式」からの脱却!

## 労務費明示で、賃金と 建設産業のミライを守ります!

見積り・契約時に  
「労務費」を  
しっかり分けます!



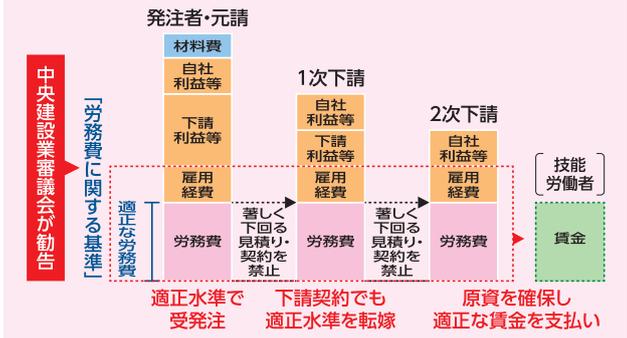
## 👁️👁️ 労務費の「基準」が示されました

中央建設業審議会により「労務費に関する基準」が作成・勧告されました(2025年12月2日)。

この基準は、第三次・担い手3法の全面施行日に合わせて実効性を持つよう勧告され、施行後は著しく低い労務費での見積りや契約が禁止される仕組みとなっています。

- 技能労働者の賃金水準を踏まえた客観的な基準
- 見積り・契約で尊重すべき水準
- 賃金引き上げを現場まで行き渡らせるための根拠 となります。

### 労務費確保のイメージ



- ⚠️ 労務費基準を著しく下回る見積りは、法律上問題となる行為と明確化されました。
- ⚠️ 「いくらが妥当か分からない」時代は終わりです。
- ⚠️ 元請・下請を問わず、技能労働者の賃金を確保する責任が求められます。



## 👁️👁️ CCUSのレベル別年収も示されました

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会(国土交通省)で建設キャリアアップシステム(CCUS)におけるレベル別年収が示されました(2025年12月4日)。

労務費の基準と  
第三次・担い手3法は、  
CCUSレベルに応じた賃金・  
単価確保を進めるための  
強力な後押しです。

	レベル1 (標準値~目標値)	レベル2 (標準値~目標値)	レベル3 (標準値~目標値)	レベル4 (標準値~目標値)
全国	385~523万円以上	420~587万円以上	444~645万円以上	550~719万円以上

(下記を踏まえ作成)

※ブロック別(全分野)

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- 目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

※本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではありません。

全建総連は

- 労務費の基準を活用した見積り(要求)・請求・交渉
- 不当な賃金・労務費ダンピング・低価格への是正要請
- 組合員一人ひとりの賃金・単価引き上げの実現 に取り組みます。



総価一式  
からの脱却

賃上げ  
CHALLENGE  
MISSION